

## 2019年度 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請 に関する講習会テキスト 追補

(令和2年1月 Ver1.0)

### 1. 廃棄物処理法の一部改正について

#### (1) 主な改正内容

「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、廃棄物処理法の成年被後見人等に係る条項の改正が行われた。

この改正により、廃棄物処理法第7条第5項第4号イで規定される「成年被後見人若しくは被保佐人」が「心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの\*」と改められた。

また、「破産者で復権を得ないもの」が「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」とされた。

#### ※「環境省令で定めるもの」について

廃棄物処理法施行規則の一部改正により、廃棄物処理法第7条第5項第4号イで規定される「心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの」について、「精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」とされた。

#### (2) 施行日：令和元年12月14日

#### (3) テキスト該当箇所

【共通/収集・運搬】 第1章 行政概論

ページ 行数	改正前	改正後
P63 29行目	ア 成年被後見人若しくは被保佐人、又は破産者で復権を得ないもの。	ア 「心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの」又は「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」

### 2. 無害化処理認定施設の処理対象となるPCB廃棄物の拡大に係る関係法令等の改正について

#### 【改正の趣旨】

ポリ塩化ビフェニル（PCB）を含有する汚染物（PCB濃度0.5%～10%）の処理体制の構築を目的とし、環境大臣の無害化処理認定施設の処理対象を拡大するため、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画を変更するとともに関係法令を改正した。

なお、改正内容の概要を2-1及び2-2に示したが、詳細については12月20日付け環境省報道発表資料（下記URL）を確認されたい（環境省 <http://www.env.go.jp/press/107555.html>）。

#### 2-1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の変更

<主な変更内容>

- PCB濃度0.5%～10%の可燃性の汚染物等について無害化処理認定制度の対象とした（処分期間は令和9年3月末）。

## 2-2. 関係法令の一部改正

<主な変更内容>

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正 (12月20日環境省令第19号)

産業廃棄物処理施設の技術上の基準 (施行規則第12条の2第5項第1号イ及びロ) 及び維持管理の技術上の基準 (第12条の7第5項第1号) について、PCB 廃棄物の焼却温度は原則 1,100℃以上であるが「環境大臣が定める産業廃棄物」を新設した (焼却温度は従来どおり 850℃以上)。

(2) PCB特措法施行規則の一部改正 (12月20日環境省令第19号)

高濃度 PCB 廃棄物及び高濃度 PCB 使用製品の基準値について、可燃性の PCB 汚染物は 100,000 mg/kg 超とする改正を行った。

(3) 「無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物」の一部改正 (12月20日環境省告示第36号)

可燃性のPCB汚染物(汚泥、紙くず、木くず、繊維くず、廃プラスチック類)の基準値について、5,000 mg/kgから 100,000 mg/kgに改正を行った。

(4) 「環境大臣が定める産業廃棄物」に関する告示の新設 (12月20日環境省告示第35号)

焼却温度 850℃以上の産業廃棄物の対象を、5,000 mg/kg以下の廃 PCB 等、PCB 汚染物、PCB 処理物とした。

## 2-3. 施行日：令和元年12月20日

## 2-4. テキスト該当箇所 (主なもの)

【共通/収集・運搬】

第1章 行政概論 P90～91 「10-3無害化処理認定制度」

第3章 特別管理産業廃棄物概論

P184 29行目 表2-1 高濃度 PCB 廃棄物となる基準

◆表 2.1 高濃度 PCB 廃棄物となる基準

廃棄物の種類		改正前	改正後
PCB原液		全て高濃度PCB扱い	全て高濃度PCB扱い
PCBを含む油		油の重量に占めるPCBの重量の割合が0.5%超過	油の重量に占めるPCBの重量の割合が0.5% <sup>※1</sup> 超過
PCBが塗布され、染み込み、付着し、又は封入された物	汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずその他PCBが塗布され、又は染み込んだもの	PCB濃度が5,000mg/kg超過	当該廃棄物の内PCBを含む部分の重量に占めるPCBの重量が100,000mg/kg <sup>※2</sup> 超過
	廃プラスチック類のうち、PCBが付着され、又は封入されたもの		当該廃プラスチック類の重量に占めるPCBの重量が100,000mg/kg <sup>※2</sup> 超過
	金属くず、ガラスくず、陶磁器くず又は工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じたコンクリートの破片その他PCBが付着され、又は封入されたもの		当該廃棄物に付着し、又は封入されたものの重量に占めるPCBの重量が5,000mg/kg <sup>※1</sup> 超過

※1 5,000 mg/kg=0.5%

※2 100,000 mg/kg=10%